

§ 7 中途退学者募集

I 志願資格

中途退学者募集への志願者は、高等学校等に1年以上在籍した後に中途退学し、当該高等学校等での修得単位を有する者で、本人及び保護者が県内に住所を有する者とする。ただし、県教育長の志願の承認を必要とする者であって、その承認を受けた者は、県内に住所を有する者とみなす。

II 募集及び募集期間

1 募集

中途退学者募集を行う高等学校は、次のとおりとする。

高等学校名	課程・学科
県立横浜桜陽高等学校	単位制による全日制の課程 普通科
県立川崎高等学校	単位制による全日制の課程 普通科
県立麻生総合高等学校	単位制による全日制の課程 総合学科
県立厚木清南高等学校	単位制による全日制の課程 普通科

2 募集期間

募集期間及び入学願書(第3号様式)の受付時間は、次のとおりとする。

募集期間	受付時間
令和3年1月28日(木)から2月1日(月)まで (土曜日及び日曜日を除く。)	午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで ただし、2月1日(月)は、午前9時から正午まで

III 志願手続

1 志願の範囲

- (1) 志願は、一の高等学校に限る。
- (2) 他の都道府県の公立高等学校の全日制の課程に志願した者又は志願予定の者の志願は認めない。
- (3) 高等学校等に在籍している者の志願は認めない。
- (4) 中途退学者募集に志願した者は、それ以外の募集に同時に志願することは認めない。

2 志願の手続

- (1) 志願者は、入学願書(第3号様式)及び過去に在学した高等学校等の単位修得証明書を志願先の高等学校の校長に提出する。

なお、郵送による入学願書の提出は認めない。また、志願した選抜の募集期間中は、志願の取消しはできない。

志願者は、志願先の高等学校の校長が、面接の際に参考とする面接シートの提出を求める場合には、これを併せて提出する。

- (2) その他の手続については、前記 § 1 の III の 2 の (2)、(3)、(5) 及び (6) の規定を準用する。

3 中学校の校長が行う手続

中途退学者募集の志願者に係る調査書は、提出を要しない。

4 高等学校の校長が行う措置

高等学校の校長が行う措置は、前記 § 1 の III の 5 の (1) 及び (4) の規定を準用する。

IV 志願変更

1 志願変更の範囲

前記Ⅲの2による志願の手続を完了した者は、志願変更期間中1回に限り、募集期間を同じくする中途退学者募集を実施する他の高等学校に志願変更することができる。

2 志願変更の期間

志願変更の期間及び受付時間は、次のとおりとする。

志願変更期間	受付時間
令和3年2月4日(木)から2月8日(月)まで (土曜日及び日曜日を除く。)	2月4日(木)及び5日(金)は、午前9時から正午まで 及び午後1時から午後4時まで 2月8日(月)は、午前9時から正午まで

3 志願変更の手続

- (1) 志願変更者は、志願変更願(第13号様式)に中途退学した高等学校等の校長の確認印を受け、受検票とともに志願先の高等学校の校長に提出し、入学願書等の書類の返還を受ける。入学願書及び受検票の志願先欄に記入した事項を抹消し、志願変更先欄に志願変更の内容に適するよう必要事項を記入する。
- (2) 志願変更者は、返還を受けた入学願書等に受検票を添えて志願変更先の高等学校の校長に提出する。
なお、志願変更先の高等学校の校長が面接シートの提出を求める場合には、これを併せて提出する。
- (3) 志願変更先の高等学校の校長は、志願資格を確認し、志願変更者が提出した入学願書等と受検票を照合し、所要の事項を記入した上で、受検票の高等学校受付確認印欄(志願変更先欄)に押印し、受検票を志願変更者に交付する。

V 選抜の方法

1 検査の内容

学力検査、作文及び面接とする。学力検査は、国語、数学及び外国語(英語)とする。

2 検査の期日

検査の期日は、次のとおりとする。

検査の期日
令和3年2月15日(月)

3 検査の会場

検査の会場は、志願先の高等学校(志願変更したときは、その志願変更先)とする。

4 検査の時間

学力検査の教科等の時間割は、次のとおりとする。

時刻	教科等	所要時間	備考
8:50～9:10	検査についての注意	20分	1 検査監督者は、受検者を各検査の開始時刻5分前までに検査会場に集合させること。 2 外国語(英語)は、リスニングテストを含む。
9:20～10:10	外国語(英語)	50分	
10:20	(予鈴)		
10:25～11:15	国語	50分	
11:25	(予鈴)		
11:30～12:20	数学	50分	
12:20～13:05	(昼食)		
13:05	(予鈴)		
13:10～14:00	作文	50分	
14:10～	面接		

- 5 検査を受検しなかった者の取扱い
前記 § 1 の V の 5 の規定を準用する。

6 選考の方法

- (1) 選考にあたって当該高等学校の校長は、事前に公表する選考基準に基づき、不正行為又は妨害行為を行った者を除き、学力検査(追検査を含む。)の結果、作文及び面接の結果を資料として、総合的に選考し、合格者を決定する。

なお、資料の整わない者については、参考にできる資料を活用して適正に選考することとし、合格者を決定する。

- (2) その他

前記 § 1 の V の 7 及び 8 の規定を準用する。

7 合格者の発表

合格者の発表の日時及び場所は、次のとおりとする。当該高等学校の校長は、受検票で受検番号等を確認し、受検者に対して合否結果通知書の入った封筒を手渡すものとする。さらに、合格者に対しては、合格通知書を交付する。

合格者の発表の日時	場 所
令和3年3月1日(月)午前10時から正午まで	志願先の高等学校(志願変更したときは、その志願変更先)

VI 県教育長の志願の承認

中途退学者募集に係る県教育長の志願の資格の承認に関する事項については、志願先の高等学校の校長に委任する。

VII 入学の許可及び入学手続

前記 § 1 の VIII の 1 から 4 の規定を準用する。なお、合格発表後、入学を辞退する場合は、志願者は入学辞退届(第 21 号様式)を、合格した高等学校の校長へ提出するものとする。

VIII その他

1 志願取消しの手続

志願者が合格発表前に志願を取り消す場合、志願取消届(第 12 号様式)を速やかに、志願先(志願変更したときはその志願変更先)の高等学校の校長に提出するものとする。志願先(志願変更したときは、その志願変更先)の高等学校の校長は、志願取消届を受理した時点において、当該志願を取り消すものとする。

2 検査の結果の開示

検査の結果については、「神奈川県個人情報保護条例」に基づいて、保有個人情報の開示を行う。

3 志願状況等の問合せ対応

高等学校の校長は、入学者の募集及び選抜を実施する県教育委員会が別に定める場合のほか、志願者数、志願変更者数、合格者名等についての電話等による問合せには応じないものとする。

4 不測の事態の発生対応

天変地異等の不測の事態の発生により、この実施要領に基づく選抜が実施できない場合の対応については、県教育長が別に定める。

5 二次募集は実施しない。